

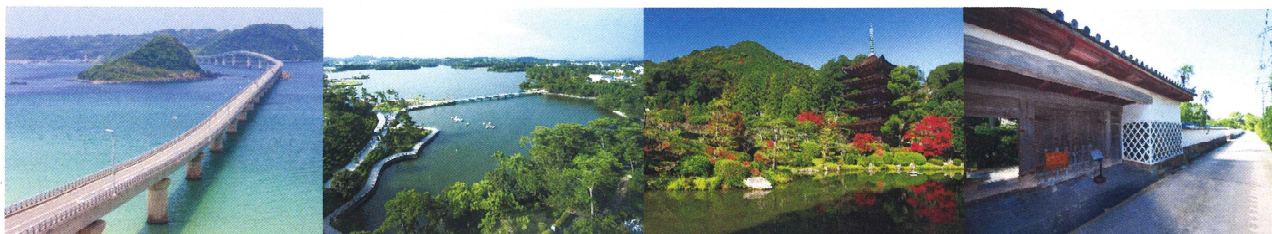
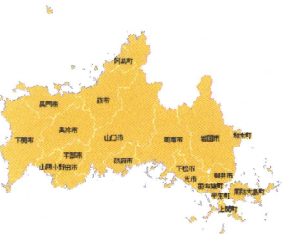
やまぐちで暮らし、やまぐちで働こう!

やまぐち
移住就業
マッチングサイト

移住支援金のご案内



山口県PR本部長
ちよるる



～東京圏から山口県に
移住・就業された方に
支援金を支給します!～



世帯で移住 100万円

単身で移住 60万円

マッチングサイト
の掲載求人に
応募・就業

東京圏から
山口県内市町へ
移住

移住支援金
を支給

お問合せ先

※詳細は裏面をご覧ください。➡

◆山口県労働政策課
雇用・労働企画班
山口県山口市滝町1-1
TEL 083-933-3254

◆やまぐち暮らし東京支援センター
東京都千代田区有楽町2-10-1
東京交通会館8階 ふるさと回帰支援センター内
TEL 03-6273-4887

◆移住希望先市町の移住担当課
※詳細は、山口県労働政策課ホームページをご覧ください。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a15900/koyou/ijushienkin.html>




山口県

東京圏からやまぐちへ！移住就業支援事業の概要

東京一極集中の是正及び地方の担い手不足対策のため、東京圏から山口県へ移住・就業された方の経済的負担を軽減する「移住支援金（2人以上の世帯100万円・単身の世帯60万円）」を支給する事業です。

移住支援金の対象

<p>①【移住元】</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京23区の在住者又は通勤者 	<p>◆以下の<u>すべて</u>に該当する方</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）のうちの条件不利地域※1以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤※2していた方 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は通勤※2していた方 <p>※1 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）</p> <p>※2 雇用者としての通勤の場合は、雇用保険の被保険者としての通勤に限ります。</p> <p>※注 令和元年8月7日から令和2年2月29日の間に移住された方については、要件が異なりますので、詳細は労働政策課ホームページでご確認ください。</p>
<p>②【移住先】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口県が移住支援事業の詳細を公表した後の移住者 	<p>◆以下の要件を満たすことが必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和元年8月7日以降の転入であること 支援金の申請が転入後3か月以上1年以内であること 申請後5年以上継続して移住先市町に居住する意思があること等
<p>③【就業】</p> <ul style="list-style-type: none"> 山口県がマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載する求人に対し新規就業した方 	<p>◆対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> 「やまぐち移住就業マッチングサイト」に掲載されている対象求人（週20時間以上の無期雇用契約の求人）に新規就業した方 <p>※「やまぐち移住就業マッチングサイト」 URL：https://yamaguchi-matching.com</p> <p>◆申請要件</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業後3か月以上経過していること <p>◆次に該当する場合は対象となりません。</p> <ul style="list-style-type: none"> 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を務めている法人への就業 官公庁等 資本金10億円以上の営利を目的とする私企業（知事が特別に認める場合を除く） みなし大企業 本店所在地が東京圏(条件不利地域を除く)の法人(勤務地限定型社員(山口県内に限る)を除く。) 雇用保険の適用外事業主 ・ 風俗営業者 反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人 <div style="text-align: right;">  <p>▲やまぐち移住就業 マッチングサイト</p> </div>

移住就業支援金交付までの流れ

※詳細は、「やまぐち移住就業マッチングサイト」又は労働政策課ホームページをご覧ください。

